

# 提案書評価基準

## 1 基本的な評価事項

プロポーザルを特定するための評価項目は、表1のとおりです。

## 2 評価方法

- (1) 各評価項目について、表1「提案書評価項目」を参照し、次のように評価を行う。
  - ア 「提案者の能力・実施体制・経験等」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、10点、20点、25点とし、計65点の配点とする。
  - イ 「業務内容に関する提案内容」にかかる評価項目は、各10点とし、計30点の配点とする。
  - ウ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、各1点とし、計5点の配点とする。
  
- (2) 各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。
  - ア 「提案者の能力・実施体制・経験等」にかかる評価項目は、4項目とし、それぞれA, B, C, D, Eの5段階評価を行う。
  - イ 「業務内容に関する提案内容」にかかる評価項目は、3項目とし、それぞれA, B, C, D, Eの5段階評価を行う。
  - ウ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、5項目とし、Aまたは該当なしの2段階評価を行う。
  - エ 提案内容は、それぞれの配点に、換算した評価（A = 5 / 5、B = 4 / 5、C = 3 / 5、D = 2 / 5、E = 1 / 5とする。）を乗じて算出する。
  
- (3) 評価委員の評価の平均点数(100点満点)の3 / 5 (60点)以上を合格点とし、もっとも平均点が高い者を特定者とする。
  
- (4) 採点と同点の場合は、評価項目のうち、「提案者の能力・実施体制・経験等」の評価の平均点が高い提案をプロポーザルの上位者とする。これも同点の場合は、「Y-PORT センター専門家1の予定者は、海外インフラビジネスの業務実績が豊富か。」に関する評価の平均点が高い方の提案をプロポーザルの上位者とする。

(表1) 提案書評価項目

評価項目		配点	評価 (A~E)	評価の換算 式	評価点
提案者の能力・実施体制・経験等	業務遂行にかかると内容	65	—	—	—
	Y-PORTセンター専門家1及び2の配置計画は、市内企業や海外都市等からの幅広い分野にわたる協力要請や事業提案に対応できる実施体制になっているか。	10			
	常駐専門家の配置計画は、市内企業との協議を通年に渡って継続的に行うことで事業化に繋げることが期待できる実施体制になっているか。	10			
	Y-PORTセンター専門家1の予定者は、海外インフラビジネスの業務実績が豊富か。	25			
	常駐専門家の予定者は海外インフラビジネスの業務実績が豊富か。	20			
業務内容に関する提案内容	競争力の高い事業企画を作成するための実施方策	30	—	—	—
	「4(1)事業企画書の作成」に関する実施方策は、スケジュールや経費などにおいて実行性が高いか。特に現地人材の活用などの実行性が高い計画になっているか。	10			
	「4(1)事業企画書の作成」のための海外渡航先は、市内企業の事業企画を有望な提案先(海外都市や現地民間セクター、政府・国際機関)に繋げるための提案者独自の工夫や提案がみられるか。	10			
	「4(2)専門家の常駐配置」に関する実施方策には、Y-PORT事業への市内企業の参画を促進し、市内企業が保有する技術・サービスを本市の国際協力に積極的に活用するための提案者独自の工夫や提案がみられるか。	10			
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	5	—	—	—
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ加算)	1			
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)を取得しているか。	1			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)を取得しているか。	1			
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)を取得しているか。				
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得しているか。		左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば1点		
総合評価	100				

(表 2) 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					
		A	B	C	D	E	
提案者の能力・実施体制・経験等	業務遂行にかかる内容	Y-PORT センター専門家 1 及び 2 の配置計画は、市内企業や海外都市等からの幅広い分野にわたる協力要請や事業提案に対応できる実施体制になっているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部不適切である。	妥当でないが、記載しない。
		常駐専門家の配置計画は、市内企業との協議を通年に渡って継続的に行うことで事業化に繋げることが期待できる実施体制になっているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部不適切である。	妥当でないが、記載しない。
		Y-PORT センター専門家 1 の予定者は、海外インフラビジネスの業務実績が豊富か。	予定者は、本業務の遂行で豊富な実績を有している。	予定者は、本業務の遂行できる実績等を有している。	妥当である。	予定者は、本業務の遂行に疑問がある。	予定者は、本業務の遂行に不適合であるが、記載しない。
		常駐専門家の予定者は海外インフラビジネスの業務実績が豊富か。	予定者は、本業務の遂行で豊富な実績を有している。	予定者は、本業務の遂行できる実績等を有している。	妥当である。	予定者は、本業務の遂行に疑問がある。	予定者は、本業務の遂行に不適合であるが、記載しない。
業務内容に関する提案内容	競争力の高い事業企画を作成するための実施方策	「4(1) 事業企画書の作成」に関する実施方策は、スケジュールや経費などにおいて実行性が高いか。特に現地人材の活用などの実行性が高い計画になっているか。	高い実行性が十分に確認できる。	実行性が十分に確認できた。	妥当である。	実行性に疑問がある。	妥当でないが、記載しない。
		「4(1) 事業企画書の作成」のための海外渡航先は、市内企業の事業企画を有望な提案先（海外都市や現地民間セクター、政府・国際機関）に繋げるための提案者独自の工夫や提案がみられるか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられる	提案者独自の工夫や提案がみられる	妥当である。	工夫が無い。	妥当でないが、記載しない。
		「4(2) 専門家の常駐配置」に関する実施方策に	提案者独自の極めて有効な	提案者独自の工夫や提案が	妥当である。	工夫が無い。	妥当でないが、記載しない。

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
	は、Y-PORT 事業への市内企業の参画を促進し、市内企業が保有する技術・サービスを本市の国際協力を積極的に活用するための提案者独自の工夫や提案がみられるか。	工夫や提案がみられる	みられる			する記 載がな い。
ワーク・ライフ・ バランスに関する 取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）をしているか。	策定している。				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算）をしているか。	策定している。				
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得しているか。	取得している。				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得しているか。	取得している。				
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）を取得しているか。	左記認定のいずれか1つ以上を取得している。				
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得しているか。					